

## 魚津市ふるさと寄附返礼品登録申請要項

### 1 目的

魚津市ふるさと寄附の促進及び本市の魅力や地元特産品等の PR 等を行うため、本市へふるさと寄附をした寄附者へ贈る返礼品の登録申請について、必要な事項を定める。

### 2 返礼品提供事業者の要件

申請できる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場又は営業所のいずれかを有する法人、団体又は個人事業者等であること。
- ② 市税の滞納、未申告等がないこと。（申請の時点で、市による納税状況確認に同意したものとみなす。）
- ③ 各種法規則、条例に沿った操業、生産、製造、販売等を行っていること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者）でないこと。
- ⑤ 代表者等が魚津市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 21 日条例第 1 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者（暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）でないこと。

ただし、上記要件に適合しても市が適当でないと判断した場合は、承認できないことがある。

### 3 返礼品について

#### （1）採用要件

返礼品は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- ① 本市の魅力や特産品の PR につながるものであること。
- ② 各種法令等に違反していないもの。公序良俗に反していないもの。
- ③ 下記ア～エのいずれかに該当すること。
  - ア 主となる原材料の産地が主に市内であること。
  - イ 加工または製造の工程が主に市内で行われていること。
  - ウ 主に市内で提供されるサービス、役務等であること。
  - エ 魚津市のオリジナル製品（ゆるキャラをあしらった商品等）
- ④ 受注後 2 週間以内に発送できるもの。ただし、収穫時期が限られる商品等、市が認める事由がある場合はこの限りではない。

- ⑤ 品質及び数量について、安定供給が行えるもの。ただし、数量限定、期間限定で供給可能なものはこの限りではない。
- ⑥ 食品の場合は、賞味期限が出荷日を含め4日以上であること。  
生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、商品の発送前に寄附者に確認調整するなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。
- ⑦ 次に掲げるような商品に該当しない。
  - ア 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）
  - イ 資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等）

## （2）返礼品の価格等

返礼品の価格は、梱包料、手数料を含むものとし、2019年10月1日からの消費税率引き上げ後の税込価格が100,000円以内とする。  
寄附金額に応じた区分は、別表のとおりとする。  
送料は、市場価格の範囲内で市が実費を負担する。

## 4 申込方法

下記書類に必要事項を記入し、必要書類とともに市に提出する。

- ① 誓約書
- ② 魚津市ふるさと寄附返礼品登録申請書(様式第2号)
- ③ 商品の写真(電子データ・印刷物可)
- ④ 送料の一覧表(送料が一律の場合は不要)

## 5 募集期間

随時募集

※商品によって審査・承認・掲載に時間を要する場合がある。

## 6 登録申請に係る補足事項

- ① 登録申請のあった事業者及び返礼品については、本要項に基づき採用の可否を市が審査し、結果を通知する。
- ② 登録の有効期限は、登録通知を行った日から当該年度3月31日までとする。
- ③ 登録された返礼品の内容に変更があった場合は、登録変更申請書（様式第2号の2）を提出するものとする。
- ④ 登録された返礼品の出品を辞退する場合は、出品辞退届（様式第4号）を提出するものとする。

- ⑤ 事業者及び返礼品が本要項に定める要件を満たさなくなった場合や、税制改正等により提供される商品が返礼品としてふさわしくないと判断された場合には、登録を取り消すことがある。

## 7 その他留意事項

- ① 返礼品を発送する際に限り、商品の紹介パンフレット等を同封することができる。
- ② 寄附者の個人情報の取扱いについては、魚津市個人情報保護条例その他関係法令を遵守すること。寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用してはならない。
- ③ 事業者は、お礼の品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について魚津市に遅滞なく報告することとする。また、商品に関する補償やクレーム対応について、市は一切責任を負わない。
- ④ ふるさと納税返礼品ポータルサイト（ふるさとチョイス等）や市ホームページ等への返礼品の掲載順序等については、市に一任するものとする。
- ⑤ 事業の効率的な運営のため、返礼品の手配、顧客・配送等にかかるデータの適正管理等返礼品における取扱業務全般を受託業者へ委託することがある。
- ⑥ この要項に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

別表（3(2)関係）

寄附金額区分	返礼品の価格 ※2019年10月1日の 消費税率引き上げ後の税込価格
10,000円	3,000円以下
15,000円	4,500円以下
20,000円	6,000円以下
25,000円	7,500円以下
30,000円	9,000円以下
40,000円	12,000円以下
50,000円	15,000円以下
60,000円	18,000円以下
70,000円	21,000円以下

その他の区分については、寄附金額の3割以内で市が決定する。